

2024年度 大学奨学生募集要項

一般財団法人 知可子育英支援財団

(財団趣意)

学力優秀・品行方正であり、『知力』及び『可能性』を有する学生でありながら、経済的理由により修学困難な者に対し奨学援助を行ない、以って将来の日本の発展に資する人材の育英・支援を目的としています。

1 応募資格

次の条件を満たしている日本国籍を有する方を対象とします。

- ① 2024年4月現在、当財団が指定する下記国立大学理系学部（4年制）の第1学年に在学していること。

記

東京大学

東京工業大学（東京科学大学）

お茶の水女子大学

筑波大学

東京農工大学

- ② 学業優秀、品行方正であること。
- ③ 2023年度の家庭の年間収入合計が510万円（税込）以下であること。

※ 年間収入基準は、4人世帯をモデルケースとして想定しております。
なお、個人事業主の場合は、家計の支払う住民税の課税所得（課税標準額）の合計が200万円以下とします。

※ 採用後も奨学金受給を継続するためには、本条件を満たしている必要があります。

- ④ 大学の推薦があること。

2 採用人数

4名以内（書類選考及び面接の結果、採否の判断を行いますので、大学の推薦が得られたとしても必ずしも採用されるとは限りません。）

3 奨学金の額、給付期間、給付方法、その他

① 給付金額 月額3万5000円

※ 自宅外通学者（自宅から大学までの通学時間が公共交通機関を利用して2時間以上を要する者で自宅外に居住する者）のみ、入学一時金として20万円を最初の奨学金給付に合わせて1回支給します（奨学生採用後に自宅通学から自宅外通学に変わったとしても一時金の給付はありません）。

② 給付期間 正規の最短就学期間（4年）

③ 給付方法 偶数月に2か月分を本人名義の銀行口座に振り込みます。
（初回は入学一時金〔対象者のみ〕と4～9月分を採用決定後に振り込みます）

4 奨学金の併用

日本学生支援機構・自治体などの公的団体からの給付型・貸与型奨学金及び入学した大学の授業料免除等の学内の奨学金との併用は可能です。

しかし、他の民間企業・団体の奨学金との併用は、不可としています。

※ 日本学生支援機構・自治体など公的団体からの給付型奨学金については、いずれか一つの給付型奨学金との併用のみ認めます。

5 奨学金の休止または廃止事由

① 退学したとき

② 休学し、又は長期にわたって欠席したとき

③ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

④ 学業又は性行などの状況により、補導上必要があると認めたとき

⑤ 学業成績又は性行が不良となったとき

⑥ 奨学生として適当でない事実があったとき

⑦ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

⑧ 傷ましい疾病などのために成業の見込みがなくなったとき

⑨ その他奨学生としての資格を失ったとき（応募資格〔文系学部への転学部・指定大学外への移籍、家庭の年間収入が応募資格の条件を超えた場合〕を満たさなくなったとき等）

6 応募方法・手続

下記の書類を在学大学経由で提出してください。個人からの直接応募申し込みには応じられません。なお、提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

① 奨学生願書

- ② 2024年度(2023年の所得収入分)の所得・課税証明書(=所得金額・控除額・扶養人数・市民税等の税額等の記載のあるもの。父母、家計を同一にする収入のある者〔兄弟姉妹・祖父母等〕の証明書または扶養者の証明書 ※コピー可)

※ 願書提出時に、2024年度の所得・課税証明書が発行されていない場合には、2023年度(2022年の所得収入分)の所得・課税証明書と2023年分の給与所得等の源泉徴収票または確定申告書。なお、面接時に2024年度の所得・課税証明書を提出していただきます。

※ 個人事業主の場合には、2024年度の所得・課税証明書のほか、2023年分の確定申告書の写し。

- ③ 住民票(本人及び願書掲載の家族全員の記載があるもの)
④ 学長若しくは学部長の推薦書
⑤ 在学証明書
⑥ 学業成績証明書(高校3年時のもの)

(2) 提出方法

大学を通じて、本財団宛郵送をお願いします。

(3) 提出期限

2024年5月末日(財団必着)

(4) 提出先

〒105-5517

東京都港区虎ノ門2丁目6番1号

虎ノ門ヒルズステーションタワー17階

一般財団法人知可子育英支援財団

7 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、書類選考を行い、書類選考通過者は6月下旬～7月下旬に本財団の奨学生選考委員による面接を行います。面接の後、奨学生選考委員会の選考を経て、採否を決定し、その結果は大学を通じて本人に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表しません。

8 奨学生の義務

年1回開催される「奨学生の集い」（12月第1または第2土曜日）への出席、ならびに年1回の「生活状況報告書」と「成績表」（必要に応じて成績証明書）の提出（3月）及び卒業時には卒業証明書並びに卒業証書（学位記）の写しの提出を義務としています。

また、家庭の収入状況調査のため、本財団からの求めに応じて、父母または扶養者等の住民税課税所得証明書等の提出を義務としています。

9 注意事項

提出書類の記載事項に虚偽があった場合、また、第5項の第①号から第⑥号のいずれかに該当し、該当したことにつき本人に故意による重大な違約が認められた場合には、採用を取り消し、給付金の返還を求めることがあります。

【個人情報の保護について】

当財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用します。また、当財団としては奨学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期します。